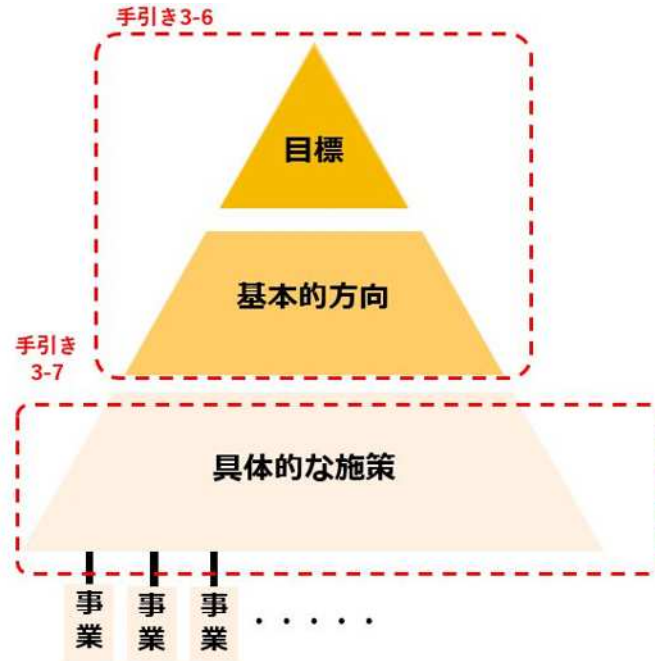


(参考) 全体的な構成イメージ ※詳細な記載例は P17 参照



3-4 国（都道府県）の総合戦略の勘案

都道府県が地方版総合戦略を策定、改訂するに当たっては、法第9条の規定により、国の総合戦略を勘案するよう努める必要があります。国の総合戦略の策定、改訂に当たっては、人口の現状及び将来の見通しに関する最新の統計を踏まえ、かつ、総合戦略の実施状況を検証するための客観的な指標を設定することとなっています。そのため、地方版総合戦略においても同様に、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しに関する最新の統計を踏まえるとともに、客観的な指標を設定するよう努めることが望まれます。

市町村の地方版総合戦略は、法第10条の規定により、国の総合戦略に加えて、都道府県の地方版総合戦略も勘案の上、策定、改訂するよう努める必要があります。ただし、都道府県が地方版総合戦略を策定、改訂する前に、市町村が先行して地方版総合戦略を策定、改訂することも差し支えありません。

また、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しに関する統計としては、総務省「国勢調査」や国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、地方公共団体において行われている、地域の実情に応じた将来人口推計等が考えられます。

なお、国においては、市町村等における人口分析に対する情報支援の一環として、RAIDA-AIを提供しています。RAIDA-AIでは、全市区町村における人口の現状及び将来の見通し、課題や原因等に係るデータ分析が可能であり、人口減少等の課題や原因についても、生成AIによる示唆を得られますので、必要に応じて活用してください。